

犬種

初代アペンディクス登録申請書

JAPAN KENNEL CLUB

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ

☎03-3251-1651～6

※お手続きについては、所属クラブ又は
指定登録畜犬業者へ提出してください。

※太枠内をご記入ください。

クラブ会員番号										TEL			
所有者氏名	印 この申請に関して、一切の責任を負います。												
犬名													
犬名フリガナ (日本犬の場合)													
性別	牡・牝						該当する指定団体に☑を記入してください。						
生年月日						年				月			日
毛色・毛種	<input type="checkbox"/> 一般社団法人日本コリークラブ <input type="checkbox"/> 公益社団法人日本犬保存会 <input type="checkbox"/> 公益社団法人秋田犬保存会 <input type="checkbox"/> 一般社団法人日本シェパード犬登録協会 <input type="checkbox"/> 公益社団法人日本警察犬協会 <input type="checkbox"/> 一般社団法人天然記念物北海道犬保存会 <input type="checkbox"/> 一般社団法人全日本狩猟倶楽部												

● 提出書類	・本申請書 ・指定団体の血統証明書(コピー不可)	● 登録料金	5,600円
--------	-----------------------------	--------	--------

<p>●注意事項</p> <p>(1)「初代アペンディクス登録」は、その本犬のみを、スタッドブックのAppendix(付録 APPENDIX TO THE STUD BOOK)に初代犬として登録するものです。(3代祖のみ)</p> <p>(2)「初代アペンディクス登録」された本犬については、本会登録番号と犬名に加えて、他団体登録番号、生年月日及び毛種・毛色が記載されますが、称号等の他項目は記載されません。</p> <p>(3)「初代アペンディクス登録」の祖先犬については本会の認証外であり、犬名のみが記載され、本会登録番号、他団体登録番号、称号、生年月日、毛種・毛色等は、一切記載されません。</p> <p>(4)祖先犬の中に本会登録犬がいたとしても、本会に一胎子登録されたものでない以上、前項と同様の取り扱いとなります。</p> <p>(5)「初代アペンディクス登録」できるのは、指定団体登録犬のうち、国内で繁殖された犬のみとなります。</p> <p>(6)日本犬の場合、血統証明書の犬名表記は全角のみとなりますが、犬名のフリガナに基づいて、英字(ヘボン式)についても犬籍データを管理いたします。フリガナ記入欄にご記入の無い場合は、本会にて登録させていただきます。</p> <p>(7)国外他団体から指定団体に切替登録された犬を、「初代アペンディクス登録」することはできません。</p> <p>(8)同一犬を、複数団体から「初代アペンディクス登録」したり、本会の「一胎子登録」と重複して登録することはできません。</p>	<p>(9)アペンディクス登録犬の血統登録証明書は、右肩に「APPENDIX TO THE STUD BOOK」と印字します。</p> <p>(10)本会のスタッドブックに記載される通常登録犬は、本会のスタッドブック・イニシャルである「JKC-」の文字が、登録番号の前に記載されます。これに対し、アペンディクス登録犬は、アペンディクス・イニシャルである「JAX-」(Japan kennel club Appendix)の文字が、登録番号の前に記載されます。</p> <p>(11)「初代アペンディクス登録」犬を祖先犬とする一胎子登録については、次の取り扱いとなります。</p> <p>①「初代アペンディクス登録」犬の子犬・孫犬については、アペンディクスとして登録されます。</p> <p>②「初代アペンディクス登録」犬が一胎子登録の曽祖父母犬となり、当該一胎子の3代祖が全て登録犬(アペンディクス登録犬を含む)となったところから、通常のスタッドブックに登録されます。</p> <p>(12)アペンディクス登録犬の本会展覧会・競技会における取り扱いは、次の通りです。</p> <p>①各種訓練試験の受験と登録ができます。</p> <p>②展覧会及び各種競技会へ出陳できますが、各種チャンピオン登録及びその条件となるカード類は有効となりませんが、本犬はロイヤルカナリアワード表彰対象外となりますが、本犬以外のポイント付与対象時には出陳頭数に含めます。</p>
---	--

クラブ代表者・事務所担当者・登録クラブ取扱者・登録畜犬業者	クラブ会員番号								
氏名	☎								
クラブ印	※必ず押印のこと	クラブ代表者・事務所担当者 登録クラブ取扱者・登録畜犬業者	印	本会記入欄					
2024年2月現在									